

令和4年第6回農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年6月7日(火) 14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟中東会議室

出席委員

(農業委員 13名)

京谷理史	古澤義夫	松永年實	水本幸男	三田茂明
葉山昌男	植野純央	堀内利弘	吉田繁	鬼追章浩
奥野晋也	内本正美	大谷章		

(推進委員 4名)

森本元昭	梅谷忠道	吉田隆美	白樫保雄
------	------	------	------

欠席委員

(農業委員 1名) 小池良夫

(推進委員 1名) 松山敏行

農業委員会事務局

東伸 白樫明広 篠崎恵 渡辺正治

案 件

報告第16号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第18号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号	農用地利用集積計画書の承認について

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

東 局長

みなさんこんにちは。

定刻よりまだ少し早いですが、みなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第6回の農業委員会総会を開催させていただきます。

まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長

皆さんこんにちは。農繁期、田植えで忙しい時期やと思いますけれども、本日の会議よろしくをお願いします。

総会終わってから、大阪府南河内農と緑の総合事務所の方から研修がごございますので、少し時間がかかるかもしれませんがどうぞ最後までよろしくをお願いします。

東 局長

ありがとうございました。

それでは、令和4年第6回農業委員会総会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、西浦地区1件、古市地区1件の計2件です。

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について古市地区1件、駒ヶ谷地区1件の計2件ございます。

次に、議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について丹比地区1件です。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について古市地区1件です。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区1件です。

議案第21号 農用地利用集積計画書の承認について駒ヶ谷地区1件です。

以上 本日もご審議いただきます案件につきましては、報告案件が4件、議案案件が4件の合計8件となります。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷議長 次に報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について、2件続けてご説明させていただきます。

これは、小作契約を合意の上、解約した旨、農業委員会に通知するものです。

1件目です。地図1ページ目左下の「18条通知①」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

通知所在地：碓井1丁目906番3。地目は、田。

面積は、806㎡

貸し手：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

借り手：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

解約目的：小作人が耕作しないため

現地確認委員さんは、松永委員さんです。

2件目です。地図「18条通知②」をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区です。

通知所在地：誉田1557番。畑。264㎡ 外3筆

貸し手：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

借り手：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

解約目的：貸借人が耕作しないため

現地確認委員さんは、所在地は誉田ですが、区域が駒ヶ谷ですので植野委員さんにお願ひしました。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に議案第18号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてこれは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明となります。

地図「適格者証明」をご参照ください。

地区名は、丹比地区

被相続人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

相続人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

相続開始年月日は、令和3年9月25日

適用農地は、河原城739番1 田 1062㎡

河原城854番 田 1738㎡ 合計2筆 2800㎡となります。

現地調査しましたところ、適正に管理が行われていることを確認しています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

京谷議長 丹比地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 異議ありません。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、丹比地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明に原案どおり可決決定いたします。

京谷議長 次に議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第19号農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものとなります

地図の「3条許可」をご参照ください

地区名は、古市地区

申請地は、碓井1丁目906番2 田 568㎡

碓井1丁目906番3 田 806㎡ 計2筆 1,374㎡となります。

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕地面積：1,374㎡となります。

申請地は先程、第18条第6で小作解除になった農地となります。譲受人は農作業歴30年、ご家族3名で農業をされておりす。農機具も、軽トラック、耕運機、噴霧器を所有しております。現在も申請地を耕作しており、所有権移転後も有効利用が期待できるものと考えます。説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

京谷議長 古市地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 現地を見に行ってきましたが、田植えも終わっています。農地の有効利用ということですが、意義ございません。

京谷議長 ありがとうございます。
ちよつと聞きたいですけど、18条第6項の小作人が耕作しないということで、耕作放棄してる土地を3条で売買しているというのとは？

事務局 お父さんができなくなり、その解除に伴って、息子さんが買われるということになります。
元々の借り手がお父さんで、お父さんの健康上の理由でできないので、18条の6で解除するので、息子さんが買い取るという形で3条の許可申請となります。

京谷議長 お父さんが小作人やって、体の関係で耕作できてなかった。
小作人を解除して、3条で売買する。息子さん、この方は、今まで農業やってたということですね。

事務局 元々お父さんと一緒にやられてたんですけれど、小作権がお父さんについていたので。

地元委員 (中略)
お父さんが高齢で施設に入られた、お父さんの小作権をいったん解除して、●●さんが買い取るという形です。

京谷議長 わかりました。
地元委員さん異議がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、古市地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

た隣接農地所有者及び、水利組合からの同意も得られておりますので、今後も問題が無いかと思えます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

京谷議長 駒ヶ谷地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 5月27日、現地に確認に行ってみました。柿木も2メートルぐらい成長しております。敷地はきれいに掃除されております。特に問題はないと思えます。以上です。

京谷議長 地元委員さん異議がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議がないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 次に、議案第21号 農用地利用集積計画書の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第21号農用地利用集積計画書の承認について羽曳野市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積計画についてご説明いたします。地図の「利用集積計画」をご参照ください。地区名は、駒ヶ谷地区。申請地は、菅田1557番ほか5筆、いずれも畑 合計2,459㎡

利用権の設定をする者、所有者は、●●●●●●●●●●●●●●●●様、
利用権の設定を受ける者、転借人は、●●●●●●●●●●●●●●●●様。
●●●●様は、現在、羽曳野市内で22筆、12,029㎡を利用
集積し、ぶどうを栽培されています。
農機具及び農作業従事にも問題が無いとの産業振興課からの報
告も受けております。今回も申請地で「ぶどう」を栽培されます。
設定する利用権は、使用貸借権となり、
貸付期間は 令和4年7月1日から令和9年6月30日までの
5年となっています。
説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

京谷議長 駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、
地元委員さんいかがですか。

地元委員 これにつきましては、5月28日の日に現地に見に行き参りま
した。誉田の4筆につきましては、先ほど18条通知に出てたん
ですけれども●●さんという人に貸してたんですが解約という
ことになりました。そのあと、●●●●さんが借りるということ
になります。それと併せまして、大黒の2筆につきましても同じ
日に現場を見に行きました。もうすでにビニールハウスとして管
理されているように見受けられました。以上です。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さん
いかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認
の旨、回答いたします。

これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。